

三重県主要農作物採種事業実施要綱

平成30年3月30日農林水第17-605号

平成31年4月1日農林水第17-685号

第1 趣 旨

三重県主要農作物採種事業は、三重県内における主要農作物（主食用の稲（以下「稲」という）、麦類（小麦、大麦、はだか麦）及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産を促進することで必要な種子を確保し、もって生産性の向上及び品質の改善による県産主要農作物の価値向上を図ることを目的とし、その実施は、種苗法（平成10年法律第83号）、種苗法施行令（平成10年政令第368号）、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）、指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という）及び農業競争力強化支援法（平成29年5月19日法律第35号）に定めることのほか、この要綱の定めるところによる。

第2 対象となる種子および品種

- 1 本要綱の対象となる種子は、種子（以下「一般種子」という。）及び一般種子を生産するために用いる種子（以下「原種等」という。）とする。
- 2 本要綱の対象となる品種は、県が定める奨励品種のうち県外から種子の調達が困難な品種であり、県において原種等の生産を行い第3に定める組織等と連携して種子供給する品種とする。
- 3 奨励品種等の決定については、別に定めるところによる。

第3 種子の安定供給を図るための組織

三重県米麦協会（以下「米麦協会」という。）は、本県における主要農作物種子の安定的な供給に資するため、種子の生産を業とする者及び種苗業者のうち主に県内の農業者への提供を目的とする者（以下「種苗業者等」という。）の他関係機関から広く意見を聞くなど密接に連携し、以下に掲げる事項についての協議等を行うこととする。

- 1 年間の種類別及び品種別の需給の見通しに関する事項
- 2 種子の生産流通に関する事項
- 3 種子の備蓄に関する事項
- 4 その他種子の安定的な供給に関する事項

第4 県採種計画の策定

- 1 米麦協会は、主に県内の農業者への提供を目的に県内で生産する一般種子について、別紙様式第1号により採種計画を策定し、稲は12月15日、麦類は8月15日、大豆は5月15日までに毎年農林水産部長に報告することとする。
- 2 県は、主要農作物の種子の安定的な供給のため、1の報告をもとに県採種計画を定める。
- 3 県は、採種計画を策定したときは、米麦協会にその内容を周知することとする。
- 4 米麦協会は、種子生産量と種子需要量の間不足が生じた場合には、必要な措置を

講じ種子の確保に努めるものとする。

第5 原種等の生産及び供給

県は、第4の1の採種計画に基づき、原種等の生産計画を策定するとともに、必要に応じて農業研究所に原種等の生産ほ場（以下「原種ほ等」という）を設ける等、一般種子生産ほ場において優良な種子の生産が行われるために必要な原種等の生産を行うこととする。

第6 一般種子の生産

米麦協会は、種苗業者等と連携し県採種計画で定めた量の一般種子を供給できる一般種子生産ほ場（以下「採種ほ」という。）の面積を確保するよう努めることとする。

第7 種子審査

- 1 種苗業者等は、ほ場において生産等基準を遵守していることの審査（以下「ほ場審査」という）及び生産物が生産等基準を遵守していることの審査（以下「生産物審査」という）を県に依頼できることとし、別紙様式第2号により一般種子生産ほ場を特定し、必要な資料を添えて稲は5月31日、大豆は7月31日、麦類は1月31日までに審査依頼することとする。
- 2 種苗業者等は、審査依頼を行った場合、速やかに採種ほに別紙様式第3号による標札を提示するものとする。
- 3 種子審査については、別に定める三重県主要農作物種子審査要領に基づき行うものとする。
- 4 県は、1の審査依頼があったときは、ほ場審査及び生産物審査を行い、審査が終了したときは、速やかに審査依頼者へ結果を通知することとする。
- 5 種苗業者等は、審査結果通知を受けたときは、その結果を参考に適切な措置を講じることとする。
- 6 現地生産する原種および原原種等の生産については、前項までの規定を準用する。

第8 採種事業に対する指導等

県は、主要農作物の優良種子の能率的生産を図るため、種子場の生産単位の拡大及び近代化による生産性の向上、種苗業者等に対する種子生産の技術指導及び種苗の生産に関する知見の提供等を積極的に実施するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 三重県主要農作物採種事業実施要領（昭和50年2月20日農政第488号）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

第 号
年 月 日

三重県農林水産部長 あて

〇〇〇〇 印

年度稲（麦類、大豆）の採種計画について

このことについて、別添のとおり採種計画を策定しましたので報告します。

事務担当

〇〇〇〇

□□

TEL

FAX

年度 採種計画表

〇〇〇〇

品 種 名	年度（実績）				年度（計画）				年度（計画）			
	作付面積 (a)	原種使用量 (kg)	種子生産量 (kg)	県内供給量 (kg)	作付面積 (a)	原種使用量 (kg)	種子生産量 (kg)	県内供給量 (kg)	作付面積 (a)	原種使用量 (kg)	種子生産量 (kg)	県内供給量 (kg)
合 計												

「原種使用量」欄には、種子生産に必要な原種の量を記載する。

種子（原種）審査依頼書

年 月 日

〇〇地域農業改良普及センター（農業研究所）長 あて
住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

種苗法の第2条の規定に基づく指定種苗のうち、稲（麦類、大豆）を生産する以下のほ場について、指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）を遵守していることの審査及び指導を依頼します。

記

1 依頼者による確認事項（レ点を記入）

- 前作の収穫後一年以上経過した後に栽培を開始している。または、前作で生じた異種等種子がほ場に残留しないための措置を講じている。
- 隣接して同じ農作物を生産するほ場があるが、畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されている。または、交雑を防止するためのその他の措置を講じている。

2 審査を求める種子の生産ほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする種子の種類及び品種の名称

番号	所在地	ほ場の面積 (a)	生産しようとする 種子の種類名	同左品種名	備考

備考

- (1) 1の措置を講じたことが確認できる資料及び地図等を添付し、事前確認欄にレ点を記入すること。
- (2) 品種の純度が高い優良な原種を使用したことが確認できる書類を添付すること。
- (3) 2に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。
- (4) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- (5) 本様式による依頼に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずる物による依頼を行っても差し支えない。
- (6) 三重県主要農作物審査要領の第5に規定された依頼を行う代表者は、必要事項を記した一覧表を添付すること。

別紙様式第3号

○ ○ 採 種 ほ	
ほ 場 番 号	第 号
ほ 場 所 在 地	市町 字 番地
ほ 場 面 積	a
種 類	
品 種 名	
種子生産者名	
審 査 機 関	農業改良普及センター

1.2
メ
ー
ト
ル
以
上